

## 令和2年度国民健康保険事業費納付金算定に係る係数

医療費指数反映係数 (α)	年齢調整後の医療費指数を納付金の配分に全て反映 ( $\alpha = 1$ ) する。
所得係数 (β)	<p>納付金総額のうち、所得のシェアで配分する部分の割合は、県の所得水準に応じて算出した所得係数 (β) を使用して算出する。</p> <p>※所得係数 (β) = 県平均の1人当たり所得 ÷ 全国平均の1人当たり所得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療分 : 0.8613426588284</li> <li>・後期高齢者支援金分 : 0.8663748223209</li> <li>・介護納付金分 : 0.8318465443213</li> </ul>
納付金配分方式	3方式とする。 (所得割、均等割、平等割)
均等割指数 (均等割と平等割の割合)	医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のいずれも均等割指数は0.7とする。 (均等割と平等割の割合は、7:3)
賦課限度額	国民健康保険法施行令または地方税法施行令のとおりとする。
高額な医療費 (80万円超) の調整	必ずしも市町の責めによらない場合もあることから、高額レセプトのうち80万円を超える部分については、県全体で共同負担するよう調整する。
調整係数 (γ)	<p>「所得水準」「医療費水準」反映後の各市町の納付金基礎額の総額を県の総額に合わせるための係数。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療分 : 0.8768789937572</li> <li>・後期高齢者支援金分 : 0.9999999983702</li> <li>・介護納付金分 : 0.9999999948005</li> </ul>

※α（医療費指数反映係数）：年齢調整後の医療費指数の差を納付金に反映させる係数  
※β（所得係数）：納付金総額のうち所得のシェアで配分する部分の割合を定める係数